中運海旅第９７号

登　録　通　知　書

伊藤　一孝　殿

令和７年５月１日付けをもって申請のあった一般不定期航路事業は、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 22 条第２項において準用する同法第 19 条の８第１項の規定に基づき申請のとおり登録したので、同条第２項の規定に基づき通知する。

なお、本登録に関する登録番号は下記のとおりとする。

記

東海一不第９号

令和７年６月１７日

中部運輸局長　中村　広樹

中　部　運　輸　局